

日野市地域包括支援センターせせらぎ 運営規定

(目的)

第1条 医療法人社団英世会が受託する、地域包括支援センターせせらぎ（以下、「包括支援センター」という。）が行う地域包括支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、包括支援センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 包括支援センターは、日野市の指導・支援のもと運営を行う。また、保健・福祉・医療等の各分野の関係機関、団体との連携を図るなどネットワークを作りながら運営を行うものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 包括支援センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	日野市地域包括支援センター せせらぎ
所在地	日野市日野本町6丁目3番地の17

(事業の内容)

第4条 包括支援センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員は、次に定められる事業を行う。

1. 地域に総合的、重層的なサービスネットワークを構築する。
2. 高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐこと。
3. 虐待防止や不適切な身体拘束防止など高齢者の権利擁護に努め、そのための虐待予防委員会を定期的を開催し、虐待対応にかかる指針を策定する。
4. 高齢者に対して包括的かつ継続的なサービスを提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネ体制の構築を支援する。
5. 介護予防業務、新たな予防給付が効果的にかつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。
6. 感染対策マニュアルを策定し、適宜、感染症対策委員会を開催し、感染予防に努める。
7. 災害時事業継続計画（BCP）を策定し、速やかに行動できるように周知する。

(事業の実施地域)

第5条 支援センターの事業実施地域は次のとおりとする。

日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町

(利用対象者)

第6条 包括支援センターが行う事業の対象者は、おおむね65歳以上の支援を必要とする地域住民

(利用料)

第7条 包括支援センターの利用料は原則無料とする。

(職員の配置)

第8条 包括支援センターの事業を行うため、あらかじめ管理者を定め、次の職種の常勤を配置する。

- | | |
|-------------|----|
| 1 保健師または看護師 | 1名 |
| 2 社会福祉士 | 3名 |
| 3 主任介護支援専門員 | 1名 |
| 4 介護支援専門員 | 1名 |

※認知症地域支援推進員，第二層生活支援コーディネーターを上記職員いずれかが兼務する。

(職員の責務)

第9条 包括支援センターの職員は、利用者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由なく事業で知りえた秘密を漏らしてはならない。

(営業日)

第10条 包括支援センターの営業日は次のとおりとする。

1. 営業日 毎週月曜日～金曜日。(祝祭日、12月29日～1月3日を除く)
2. 営業時間 午前9時00分から午後6時00分まで

(経理)

第11条 包括支援センターの事業に係る経理と、他事業の経理を明確に区分し設備、備品等に関する諸記録を整備するものとする。

(実績報告)

第12条 包括支援センターの適切かつ積極的な運営を確保するため、1ヶ月における相談内容、処理状況等について報告の対象とする月の翌月10日までに関係機関に報告するものとする。

前項のほか、関係機関が必要とする事項について報告を求められた場合には、その事項について指定の期限までに報告しなければならない。

附 則

この規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成22年6月21日から施行する。

附 則

この規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は令和6年4月1日から施行する。